



# 埼玉県報

第308号  
令和4年(2022年)  
5月6日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 埼玉県感染防止対策協力金(第17期)支給業務委託に関する契約の相手方等の公示(産業労働政策課)
- 埼玉県感染防止対策協力金(第18期)支給業務委託に関する契約の相手方等の公示(産業労働政策課)
- 嵐山南部土地改良区の役員就退任届(東松山農林振興センター)
- 庄内領用悪水路土地改良区の役員就退任届(春日部農林振興センター)
- 越谷都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告(建築安全課)
- 県道三郷幸手自転車道線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定(熊谷建築安全センター)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(東第5区 蓮田市)の選挙期日(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(東第5区 蓮田市)における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(東第5区 蓮田市)における開票の事務と選挙会の事務の合同(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(東第5区 蓮田市)につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所(選挙管理委員会)

# 告 示

## 埼玉県告示第四百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年五月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県感染防止対策協力金（第17期）支給業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業労働部経済対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年2月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区東1丁目2番20号
- 5 契約金額  
109,663,488円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第四百五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年五月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県感染防止対策協力金（第18期）支給業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業労働部経済対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年3月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区東1丁目2番20号
- 5 契約金額  
270,699,352円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当





# 告示

## 埼玉県告示第四百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年五月六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名 氏名 住所

理事 田口 義英 埼玉県春日部市小平五百三十四番地

監事 川島 二六 同 越谷市大字大道二百五十八番地

### 二 退任

職名 氏名 住所

監事 内田 勝康 埼玉県春日部市一ノ割六百八十七番地



## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和四年五月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 都市計画の種類及び名称

越谷都市計画道路三・三・三号浦和野田線

#### 二 都市計画を変更する土地の区域

##### イ 追加する土地の区域

越谷市北越谷三丁目及び四丁目の各一部

##### ロ 削除する土地の区域

越谷市北越谷三丁目及び四丁目の各一部

#### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、越谷市都市整備部

都市計画課、吉川市都市整備部都市計画課、松伏町新市街地整備課

#### 四 縦覧期間

令和四年五月六日から令和四年五月二十日まで

# 告示

## 埼玉県告示第四百六十号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和四年五月六日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	帝国住販株式会社
氏名（法人にあつては代表者の氏名）	大野 涼太
主たる事務所の所在地	東京都港区浜松町二丁目一番十二号（宅地建物取引業法上の主たる事務所の所在地 埼玉県戸田市の氷川町二丁目六番三号）

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年五月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年五月六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三郷幸手自転車道線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
字出雲一三三番三地先まで	北葛飾郡杉戸町大字木津内字菖蒲沼 一八六番地先から幸手市大字榎野地	区  間
三・〇〇〃 七・五〇	三・〇〇〃 三・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一一三〇・〇〇		延長 (メートル)
		備  考

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和四年五月六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第二号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和四年五月六 日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字金久保字神清寺五百一 番一	指定に係る道路の位置
六十四・二五	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・五〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

## 告 示

### 埼玉県教委告示第十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和四年五月六日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和四年五月十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会委員の任命について

ロ その他

## 告 示

### 埼玉県選管告示第二十六号

埼玉県議会議員補欠選挙（東第五区 蓮田市）を次により行う。

令和四年五月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

- 一 選挙期日 令和四年五月十五日
- 二 選挙すべき議員数 一人



# 告 示

## 埼玉県選管告示第二十七号

令和四年五月十五日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第五区 蓮田市）における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和四年五月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

選挙長

埼玉県蓮田市上一丁目六番二十号

栗 原 一 男

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県蓮田市大字井沼八三九番地

横 山 彰 允

## 告 示

### 埼玉県選管告示第二十八号

令和四年五月十五日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第五区 蓮田市）における開票の事務は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定に基づき選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和四年五月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

## 告 示

### 埼玉県選管告示第二十九号

令和四年五月十五日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第五区 蓮田市）につき  
発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和四年五月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和四年五月六日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室